

川島桶川資源循環組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則

令和7年4月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、川島桶川資源循環組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分の量定に係る基準の作成等)

第2条 任命権者は、処分を公正、公平に行うため、処分の量定に係る基準の作成等に努めるものとする。

(書面の交付)

第3条 条例第2条に規定する書面の交付は、職員に直接行わなければならない。ただし、直接交付することができない場合は、内容証明郵便等確実な方法により送達しなければならない。

2 前項ただし書の場合において、書面を受けるべき者の所在を知ることができないときは、当該書面に記載された内容を川島桶川資源循環組合公告式条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第2号）に規定する掲示場に掲示することをもってこれに替えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(処分説明書の内容及び通知)

第4条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項に規定する説明書には、同条第4項に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分者及び被処分者の氏名

(2) 処分者及び被処分者の職名

- (3) 処分の時期
- (4) 根拠法令
- (5) 処分の種類及び程度
- (6) 処分の理由

2 前項の説明書は、処分説明書（別記様式）によるものとする。

（その他）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 処分説明書

処 分 者		
被 処 分 者	所属	
	職・氏名	
	級・号給	
処 分 の 内 容	処分発令日	
	処分効力発生日	
	処分説明書交付日	
	根拠法令	
	処分の種類及び程度	
	処分の理由	
教示		
<p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について</p> <p>この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において川島桶川資源循環組合を代表する者は、川島桶川資源循環組合管理者です。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		